

平成22年6月25日

(照会先)

記録問題対策部:(記録問題の取組状況)

記録問題対策グループ長 山田 勝土

櫻本 一憲

(電話直通 03-6892-0754)

年金給付部:(年金額回復の具体的事例)

給付企画グループ長 渡部 浩

(電話直通 03-6892-0769)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金記録問題への取組状況」等の取りまとめについて

～平成22年6月25日現在(速報値)～

「ねんきん特別便」等の年金記録問題への取組状況について、本年6月25日現在の数値を別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

また、「年金額回復の具体的事例」(4月第3週分)について、増加年金額が大きい10ケースを取りまとめました。

年金記録問題への取組状況について(平成22年6月25日現在、速報値)

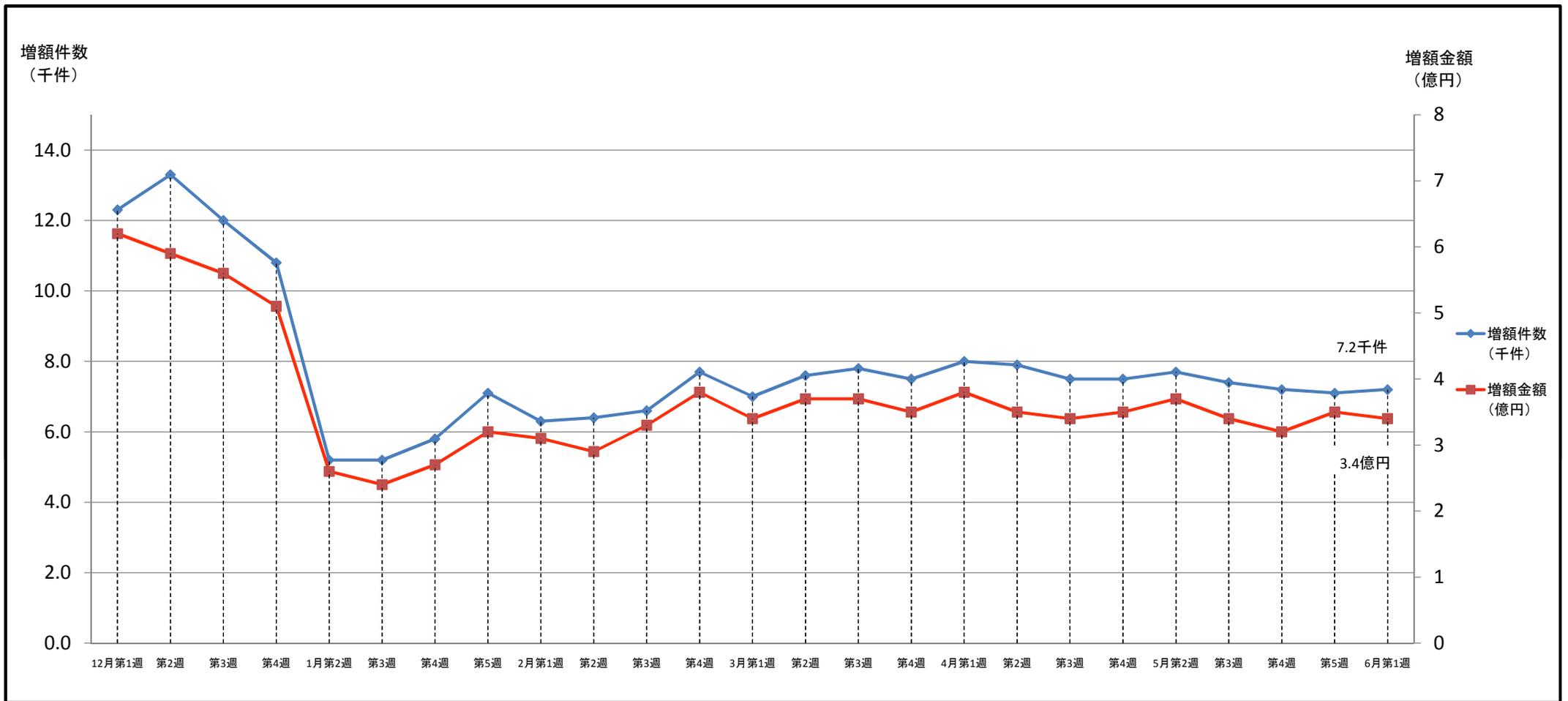
項目	細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点	備考
1 ねんきん特別便 〔「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数〕	年金事務所分	25.6万件	22年6月11日	-1.1万件	22年6月4日	受給者分 回答 3,179万件 (未回答 504万件) 加入者分 回答 4,917万件 (未回答 2,034万件)
	機構本部分(※2)	9.7万件	(累計)	-1.0万件		
2 5000万件の未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,463.4万件	22年6月11日 (累計)	+4.3万件	22年6月4日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,632万件
	厚年／国年	1,177.5万件／285.9万件		+3.4万件/+0.9万件		
	男／女	663.9万件／798.7万件		+2.2万件/+2.1万件		
	60歳以上／未満(18年6月時点の年齢)	373.9万件／1,059.3万件		+1.1万件/+3.2万件		
3 再裁定申出の機構本部への進達	平均処理期間	0.5か月	22年6月11日	0.0か月	22年6月4日	
	進達に至っていない申出件数	1.1万件		0.0万件		
4 再裁定	平均処理期間	2.2か月	22年5月末	0.0か月	22年4月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
	未処理件数	7.8万件	(6月15日支払分)	-0.1万件		
5 時効特例給付	平均処理期間	2.5か月	22年4月末	-0.4か月	22年3月末	
	未処理件数	22.7万件	(5月14日支払分)	-9.4万件		
6 記録訂正による年金額(年額)の増額(※3)	件数	7.2千件	22年6月第1週分	7.1千件	22年5月第5週	(20年5月以降の累計) 109万件 581億円
	年金額増額の総額(概算値)	3.4億円		3.5億円		
7 国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	突合せ完了件数	3,088.5万件(99.8%)	22年5月末	+8.0万件	22年4月末	突合せ作業については、各都道府県の事務センターにおいて月次計画に基づき処理を進めており、月次集計とする。
	受給者へのお知らせ送付件数(未処理件数)	6.9万件(2.3万件)		+0.2万件(-0.2万件)		
	再裁定進達件数	5.2万件		+0.4万件		
8 コールセンター	応答率	93.6%(18.7%)	22年6月第2週分	94.5%(84.5%)	22年6月第1週分	()外は、年金記録問題に対応する「ねんきん定期便専用ダイヤル」にかかる数値 ()は、一般年金相談の「ねんきんダイヤル」にかかる数値
	応答呼数／総呼数	11.7万件／12.5万件 (10.8万件／57.8万件)		4.6万件／4.9万件 (6.5万件／7.6万件)		
9 年金事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所)	7日(月): 0(15) 8日(火): 1(10) 9日(水): 1(6) 10日(木): 1(9) 11日(金): 0(11) 12日(土): 0(3)	22年6月第2週分	31日(月): 0(9) 1日(火): 0(4) 2日(水): 1(7) 3日(木): 0(1) 4日(金): 0(4)	22年6月第1週分	()外は、年金事務所の記録問題専用窓口にかかる数値 ()は、一般の年金相談窓口にかかる数値
10 標準報酬等の遡及訂正事案	年金事務所段階における記録回復事案数	1,023件	22年6月11日	+29件	22年6月4日	
	うち2万件的戸別訪問対象事案数	582件	(累計)	+6件		

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.3万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

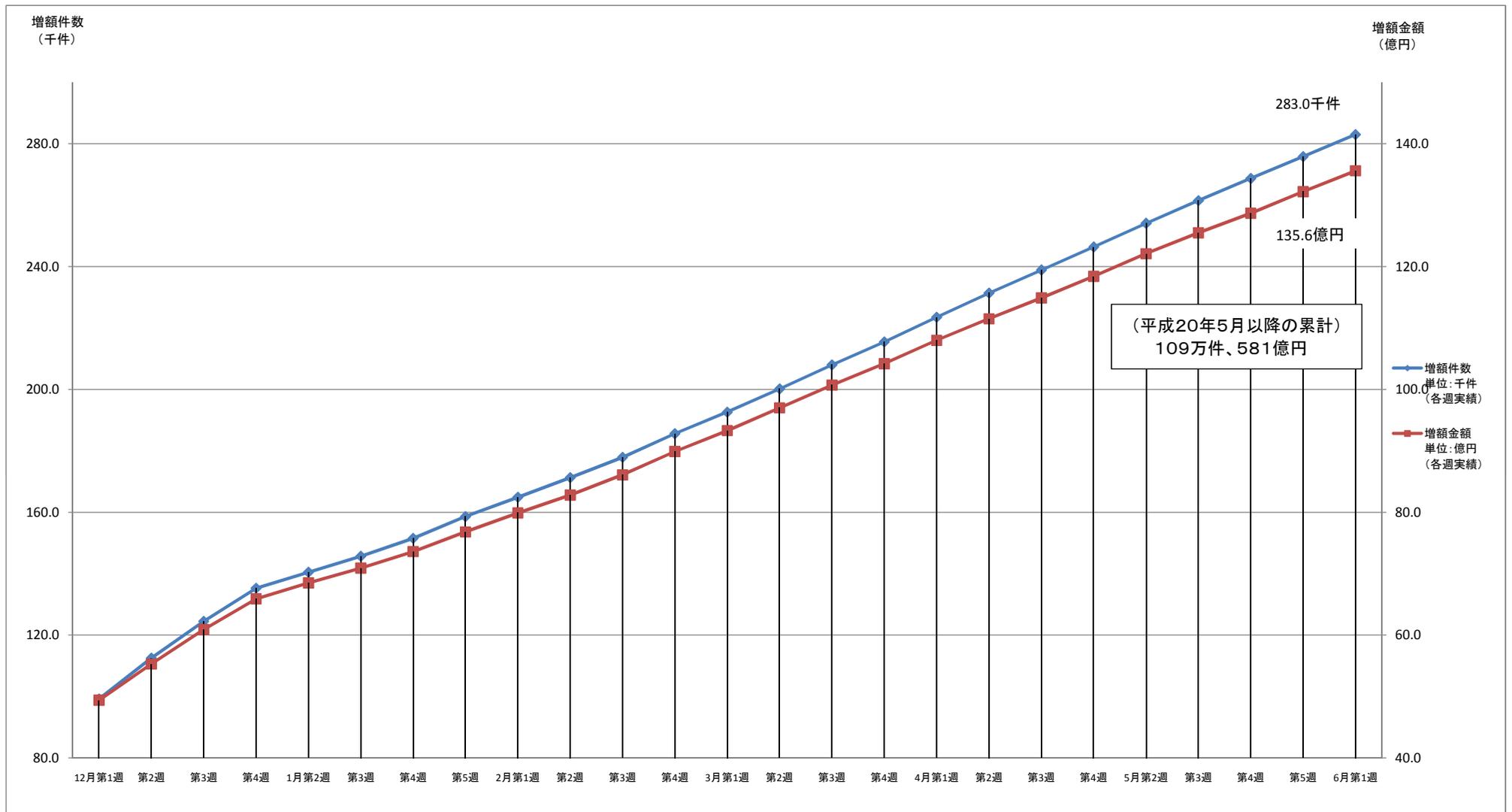
記録訂正による年金額(年額)の増額



	12月				1月				2月				3月				4月				5月					6月
	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週	第3週	第4週	5月第2週	第3週	第4週	第5週	6月第1週	
増額件数 (千件)	12.3	13.3	12.0	10.8	5.2	5.2	5.8	7.1	6.3	6.4	6.6	7.7	7.0	7.6	7.8	7.5	8.0	7.9	7.5	7.5	7.7	7.4	7.2	7.1	7.2	
増額金額 (億円)	6.2	5.9	5.6	5.1	2.6	2.4	2.7	3.2	3.1	2.9	3.3	3.8	3.4	3.7	3.7	3.5	3.8	3.5	3.4	3.5	3.7	3.4	3.2	3.5	3.4	

(注)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
 なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]



	12月				1月				2月				3月				4月				5月				6月
	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週	第3週	第4週	5月第2週	第3週	第4週	第5週	6月第1週
増額件数 単位:千件 (各週実績)	99.2 (12.3)	112.5 (13.3)	124.5 (12.0)	135.3 (10.8)	140.5 (5.2)	145.7 (5.2)	151.5 (5.8)	158.6 (7.1)	164.9 (6.3)	171.3 (6.4)	177.9 (6.6)	185.6 (7.7)	192.6 (7.0)	200.2 (7.6)	208.0 (7.8)	215.5 (7.5)	223.5 (8.0)	231.4 (7.9)	238.9 (7.5)	246.4 (7.5)	254.1 (7.7)	261.5 (7.4)	268.7 (7.2)	275.8 (7.1)	283.0 (7.2)
増額金額 単位:億円 (各週実績)	49.4 (6.2)	55.3 (5.9)	60.9 (5.6)	65.9 (5.0)	68.5 (2.6)	70.9 (2.4)	73.6 (2.7)	76.8 (3.2)	79.9 (3.1)	82.8 (2.9)	86.1 (3.3)	89.9 (3.8)	93.3 (3.4)	97.0 (3.7)	100.7 (3.7)	104.2 (3.5)	108.0 (3.8)	111.5 (3.5)	114.9 (3.4)	118.4 (3.5)	122.1 (3.7)	125.5 (3.4)	128.7 (3.2)	132.2 (3.5)	135.6 (3.4)

(注1)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

(注2)週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したもの。

年金額回復の具体的事例

○平成22年4月12日から16日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	83歳	女	898,900円	687,300円	1,586,200円	回復前の厚生年金加入期間0月に161月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票が本部から回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約2,570万円
2	60歳	女	690,900円	216,900円	907,800円	回復前の厚生年金加入期間175月に船員保険加入期間51月(厚生年金換算78月)を追加。(遺族厚生年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人(夫の死亡による遺族厚生年金の受給者)が持参し、夫(故人)の生前の船員保険の加入期間がもれているとの申出を受ける。ご本人の申出の船名、乗船期間により、管轄する年金事務所において調査したところ、ご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、船員保険の記録51月(厚生年金換算78月)が統合され合計が253月となったことから、厚生年金の期間が240月以上ある方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算額が支給加算されるとともに、遺族厚生年金の年金額も増額することになった。	約1,120万円
3	77歳	女	628,800円	767,100円	1,395,900円	回復前の厚生年金加入期間19月に157月を追加。	○「受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)」をご本人が持参し、結婚前の会社に勤めた期間の確認に相談窓口を訪れ、ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,790万円
4	81歳	女	627,800円	595,900円	1,223,700円	回復前の厚生年金加入期間0月に121月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(生年月日の一部相違)が判明し、ご本人に生年月日の相違を確認し記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,790万円
5	84歳	男	621,700円	612,200円	1,233,900円	回復前の厚生年金加入期間128月に107月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人へ数回にわたり連絡したところ、ご本人から回答票が郵送され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、所在地及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,490万円
6	77歳	女	545,400円	1,126,700円	1,672,100円	回復前の厚生年金加入期間232月に138月を追加。	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出の勤務期間と一致する別の会社名での旧姓当時の厚生年金の記録が判明したため、ご本人に会社名を確認したところ、会社名及び所在地が一致したことから記録を統合した。	約1,550万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
7	74歳	女	510,600円	725,800円	1,236,400円	回復前の厚生年金加入期間180月に国民年金加入期間263月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人に電話連絡をし、ご本人の記録と思われる国民年金の未統合記録の期間の住所を確認したところ、ご本人の申出の住所と一致したため、記録を統合した。 ○記録統合前は、厚生年金の記録のみで老齢厚生年金及び老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した国民年金の記録により老齢基礎年金が増額されることになった。	約1,460万円
8	78歳	女	480,300円	792,100円	1,272,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に120月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間、旧姓情報により調査したところ、本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,370万円
9	85歳	男	479,700円	189,600円	669,300円	回復前の厚生年金加入期間30月に82月を追加。	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,190万円
10	79歳	女	463,600円	972,000円	1,435,600円	回復前の厚生年金加入期間223月に143月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票がご本人から郵送され、ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,320万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	4件(事例 2、5、7、10)
ねんきん特別便(全員便)	2件(事例 4、8)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	3件(事例 1、6、9)
受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)	1件(事例 3)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	2件(事例 5、7)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)